

経済産業省商務流通グループ商務課パブリックコメント担当宛

「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(案)」等に対する意見

【氏名】	社団法人 信託協会
【住所】	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-6-2 日本ビル 6F
【電話番号】	03-3241-7139
【FAX番号】	03-3241-7200
【御意見】	<p>○商品取引所法施行規則改正案第98条の3について</p> <p>【意見内容】</p> <p>(1) 第1項第2号ロ(1)について、「信託財産が安全に運用される」とは、委託者が合理的に「安全」と判断できる範囲内で運用することができるとの主旨か。この場合、「安全」のレベルとは、「同項第1号ホに掲げる資産と同様」といった客観的な基準を示して頂きたい。</p> <p>理由：「安全」か否かの判断について、受託者の立場で関与することは避けたいため。</p> <p>(2) 第1項で規定される信託は、金融商品取引業等に関する内閣府令に定める顧客区分管理信託及び対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等にかかる顧客分別金信託と同一の要件が規定されているが、まとめて一つの信託契約を締結することは認められるのか。</p> <p>理由：今回法定される信託は、顧客区分管理信託及び対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等にかかる顧客分別金信託と全く同じ信託要件であるため、既に設定されている上記信託に追加することが認められるのか、あるいは、新たに別途信託を設定する必要があるのか、確認したいもの。</p>